



2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社日新
代表者名 代表取締役社長 筒井 雅洋
(コード番号 9066 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 管理本部長 栗原 智
(TEL. 03-3238-6555)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 8 日付「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025 年 8 月 8 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 9 月 12 日から 2025 年 10 月 14 日まで整理銘柄に指定された後、2025 年 10 月 15 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の詳細は 2025 年 8 月 8 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、2,796,953 株を 1 株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
14,739,009 株

(注) 当社は 2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、2025 年 10 月 16 日付で当社の自己株式 773,755 株(2025 年 7 月 29 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記

載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
14,739,014 株

(注) 当社は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、2025 年 10 月 16 日付で当社の自己株式 773,755 株 (2025 年 7 月 29 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。) を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
20 株

- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本貸株取引 (注) 及び本株式併合により、株式会社 BCJ-98 (以下「公開買付者」といいます。) 及び日新商事株式会社 (以下「日新商事」といいます。) 以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、その合計数 (合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

(注) 「本貸株取引」とは、日新商事が、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、(i) 公開買付者に対して日新商事の所有する当社株式の全てを無償で貸し付ける貸株取引、又は (ii) 公開買付者から公開買付者の所有する当社株式の一部を無償で借り受ける貸株取引をいいます。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び日新商事のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引 (以下「本取引」といいます。) の一環として行われるものであること、当社株式が 2025 年 10 月 15 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 10 月 16 日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が 2025 年 5 月 13 日から 2025 年 7 月 14 日までを公開買付けの買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 8,100 円を乗じた金額に相当

する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社 BCJ-98

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、公開買付者の完全親会社である株式会社 BCJ-97 から出資を受けること並びに株式会社三菱 UFJ 銀行及び株式会社横浜銀行から融資を受けることにより賄う予定とのことです。当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、出資証明書及び融資証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025 年 10 月下旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025 年 11 月下旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026 年 1 月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 10 月 16 日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

II. 第 2 号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2025 年 8 月 8 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 20 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は 5 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が

発生することを条件として、現在1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7 条（単元株式数）、定款第8 条（単元未満株主の売渡請求）及び定款第9 条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除するとともに、これらの変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- （3）本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1 株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び日新商事のみとなり、また、当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16 条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025 年10 月17 日に効力が発生する予定です。

Ⅲ. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025 年9 月12 日（金）
② 整理銘柄指定日	2025 年9 月12 日（金）
③ 最終売買日	2025 年10 月14 日（火）（予定）
④ 上場廃止日	2025 年10 月15 日（水）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025 年10 月17 日（金）（予定）

以 上